

会津若松市で宿泊施設、飲食店向けの
盲導犬ユーザー受け入れ・接客セミナーを開催します

「身体障害者補助犬法」により、盲導犬ユーザーは盲導犬とともに、飲食店・宿泊施設・公共交通機関などを利用する法的権利が認められており、事業者には受け入れの義務があります。

さらに令和6年4月からは「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者にも障がいのある方への“合理的配慮”の提供が義務化されました。

このセミナーでは、主に宿泊施設や飲食店の方を対象に、盲導犬ユーザーの体験談や盲導犬の役割を実演形式で紹介する盲導犬デモンストレーションなどを通して、視覚障がいのある方への接客や案内の方法を実践的に学んでいただきます。

○日時：令和7年11月19日（水）13:30～15:00

○会場：会津若松市役所本庁舎1階 市民ホール

（会津若松市東栄町3番46号）

○対象：宿泊施設や飲食店の関係者、盲導犬に関心のある方

○定員：20名（先着順、事前申し込みが必要です。）

○内容

13:30～13:45 「障害者差別解消法改正と合理的配慮について」

講師：福島県 障がい福祉課職員

13:45～14:00 「盲導犬ユーザーの体験談」

講師：会津若松市にお住まいの盲導犬ユーザー

14:00～15:00 「盲導犬ユーザー受け入れ・接客セミナー」

（講義・実習など）

講師：公益財団法人日本盲導犬協会仙台訓練センター

広報・コミュニケーション部普及推進担当リーダー

池田 義教 氏

○申込方法：参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX または電子メールでお申し込みください。

○申込期限：令和7年11月13日（木）

○申込先、問い合わせ先

福島県 保健福祉部 障がい福祉課（共生社会担当）

電話：024-521-7170

FAX：024-521-7929

E-mail：shougai-fukushi@pref.fukushima.lg.jp

○主催：福島県、共催：会津若松市



福島県障がい福祉課
ホームページ

※駐車場は会津若松市役所本庁舎南側にある来庁者駐車場をご利用ください。